

総合衛生管理製造過程による食品の製造又は加工の承認について

食品衛生法第7条の3第1項に基づき、営業者より総合衛生管理製造過程を経て製造することについて承認申請があり、審査したところ、承認基準に適合すると認められたことから、本日、下記の施設を承認したのでお知らせします。

記

(東北厚生局)

明治乳業株式会社東北工場
宮城県黒川郡大和町松坂平3丁目1番

乳(牛乳、加工乳)
乳製品(乳飲料、はつ酵乳)

(中国四国厚生局)

大塚食品株式会社徳島工場
徳島県徳島市川内町加賀須野463-55

清涼飲料水(無殺菌・無除菌)

(参 考)

総合衛生管理製造過程による食品の製造又は加工の承認状況

	乳・乳製品	食肉製品	魚肉練り製品	容器包装詰加圧 加熱殺菌食品	清涼飲料水	合 計
施設数	326	100	24	33	40	523
件 数	781	191	32	40	68	1112

注) 複数の承認を取得している施設は、1施設として計上している。